

新たに「運転免許取得支援制度」を創設しました！

～大型免許等を取得後に市内企業に就職した場合に免許取得費用を助成する制度がスタート～

千葉市では、雇用のミスマッチ解消のため、大型免許等を取得した後、市内の運送事業者に就業した者に対して、当該免許取得費用を支援する補助金を交付することにより、人手不足が続いている市内運送事業者の人材確保につなげる「運転免許取得支援制度」を創設しましたので、お知らせします。

1 趣旨・経緯

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、完全失業率の上昇、有効求人倍率の低下など雇用情勢が悪化している中で、雇用の流動化を促す取り組みとして、労働力が過剰な業種から依然として人手不足が続く業種への円滑な人材移行が必要となっております。

産業の重要なインフラである運送業界はドライバーの高齢化と就業人口の減少が顕著で人手不足が続いており、大型免許等の新規取得を支援することで、雇用対策の一環として、市内運送事業者の人材確保につなげるものです。

2 概要

(1) 支援制度活用の流れ



(2) 対象免許

道路交通法第84条第3項に規定する第一種免許のうち、次のいずれかに該当する免許

- ア 大型自動車免許
- イ 中型自動車免許（限定解除を含む）
- ウ 準中型自動車免許（限定解除を含む）

(3) 支援する経費

補助金申請日の1年前から申請日までに、対象免許証の交付を受けるため支払った下記費用の合計額の1/2か20万円のいずれか低い額を助成します。

- ア 教習費用
- イ 証紙代
- ウ 検定料
- エ 試験及び免許に係る手数料

(4) 対象者

次のすべての条件に該当する者

- ア 補助金申請日の1年前から申請日までに、新たに対象免許証の交付を受けていること。
- イ 対象免許証の交付日に市内運送事業者に勤務していないこと。
- ウ 対象免許証の交付日から補助金申請日までの間に、市内運送事業者に自動車運転者かつ常勤労働者として期間を定めずに雇用され、申請日においても引き続き雇用されていること。
- エ 補助金申請日において、対象免許証の費用の支払いを完了していること。
- オ 補助金申請日において住所を有する市区町村の課する市町村税・特別区税に滞納がないこと。
- カ 暴力団員、暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。

3 中型トラックの運転体験会&マッチング会の開催

中型普通免許を保有し、現状の免許で8tトラックまで運転可能な人に向け、トラックの運転体験会を令和3年度中に実施します。

中型自動車免許はトラックドライバーとして需要が高く、実際に体験することで、運転の感覚と自信を持つことができます。

体験会と合わせて、運送業に関心のある者と市内運送企業とのマッチング会も開催します。

運送業の業務内容や実情などを紹介するとともに、企業と交流する機会を提供します。

詳細は別途お知らせします。



4 問い合わせ・補助金申込先

千葉県経済農政局経済部雇用推進課

<TEL> 043-245-5278

<FAX> 043-245-5669

<Mail> koyosuishin.EAE@city.chiba.lg.jp

<URL> <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/koyosuishin/toruck.html>